



# レンタカーご利用のお客様へ

(下記の事項を必ずお読みご署名ください)

## 1. ガソリンは満タンで車両の返却をお願いいたします

返却前に最寄りのガソリンスタンドにて必ず給油してください。

(給油なき場合は、走行距離または使用量に応じて清算させていただきます)

※**走行距離 1 kmにつき 40円** で精算させていただきます。(1km未満端数は切り上げ)

## 2. 契約時間の超過について

契約時間内に返却できない場合は、必ず貸渡店舗の許可を得てください。

ご連絡なく超過された場合は、別途定める**違約料**をお支払いいただきますのであらかじめご了承ください。

※**違約料：車両基本料金の24時間使用料金同等額。**

## 3. 車両の返却について

飛行機ご出発の**1時間前**を過ぎてから営業所に到着し、

万が一飛行機に乗り遅れてしまった場合、当社では一切責任を負いません。

国内線：必ず飛行機出発の**1時間30分前**までには、駐車場にお越しください。

国際線：必ず飛行機出発の**2時間30分前**までには、駐車場にお越しください。

空港送迎は営業時間内 **午前9時～午後20時** までとなっております。

(航空便の運航状況によって変動する場合があります)

車内へのお忘れ物の紛失等について、当社では補償致しません。

## 4. 保険について ※詳細は裏面をご参照ください。

## 5. 免責補償制度【CDW】 ※詳細は裏面をご参照ください。

## 6. 事故を起こしたら

休業休車補償料【**NOC**】(ノンオペレーションチャージ)がご負担となります。

【**NOC**】は免責補償制度にご加入でも事故時にはご負担頂きます。

※万一の事故・盗難・故障・汚損等を起こされ、車両の修理・清掃が必要となった場合、その期間中の営業補償料です。**(免責補償制度とは異なります。ご注意ください。)**

(1貸渡1事故の場合)

レンタカーが自走可能な場合	<b>20,000円</b>
レンタカーが自走不可能な場合	<b>50,000円</b>

※**自走返却されても重大事故については、50,000円 申し受ける場合もございます。**

## 7. 事故時のお客様のご負担

(1貸渡1事故の場合)

	免責補償制度加入	免責補償制度非加入
対物免責額	支払い免除	5万円
車両免責額	支払い免除	5万円
ノンオペレーションチャージ	2万円又は5万円	2万円又は5万円
合計	2万円又は5万円	7万円から15万円

※事故内容によります

## 8. 保険、免責補償適用除外項目 ※詳細は裏面をご参照ください。

## 9. オプションについて

チャイルドシートはお客さま自身で装着、確認してください。チャイルドシートは

法律で義務化されたものです。未装着での貸渡しはお断り致します。(対象6歳未満の幼児)

カーナビ等 無料貸し出しサービスに関する苦情は一切受け付けません。

内容を了承の上、署名いたします。

年 月 日

※車両の貸渡しについては、  
貸渡約款を必ずお読みください。

お客様  
ご署名欄

## 「4. 保険について」の詳細

### レンタル料に含まれる補償制度

対人	1名につき無制限（自賠責保険含む）
対物	1事故につき無制限（免責5万円）
車両	1事故につき車両時価額まで（免責1事故につき5万円）
その他付帯	弁護士費用・対物超過修理費用
人身傷害	1名につき3,000万円 ※1

※1 搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含む）につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償します。（限度額3000万円：損害額は保険約款に定める基準に従い算出されます。）

※上記自己負担額および補償限度額を超える損害はお客様のご負担となります。

※保険約款の保険金をお支払いできない事由に該当する事故の場合、補償されません。

また警察の事故証明のない場合、補償されない場合もございます。

## 「5. 免責補償制度【CDW】」の詳細

ご加入されますと、万一事故を起こしても対物補償と車両補償の免責額の支払いが免除されます。

※レンタル期間途中での加入、解約はできません

免責補償料	1,000円（税別） / 1日
-------	-----------------

## 「6. ワイド免責補償制度」の詳細

ご加入されますと、休業休車補償料【NOC】の免責額の支払いが免除されます。

※レンタル期間途中での加入、解約はできません

ワイド免責補償料	500円（税別） / 1日
----------	---------------

※ワイド免責補償制度加入は、免責補償制度加入が条件となります。

※おタバコの車内での喫煙は、上記適用外となり、50,000円 申し受けます。

煙草の臭い、煙草の灰、煙草の吸い殻（缶・ペットボトル）、煙草の焦げなどが車内にて確認された場合

## 「8. 保険、免責補償適用除外項目」の詳細

下記のような運転または状態で、事故が発生した場合は、お客様の**全負担**となります。

●事故現場から警察への届出を怠った場合（警察の事故証明書が取得できない場合）

●事故現場から店舗への連絡を怠った場合

●当社の承諾なく相手側と示談した場合

●契約書記載者以外の方による事故の場合

●貸渡時間の無断延長による事故

●店舗内でレンタカーや看板などを破損した場合

●運転中にシートベルトの非着用による事故

●定員オーバー走行時の事故

●飲酒運転（酒気帯び運転）

●無免許運転

●操作ミスによる故障

●車内装備の損害

●車両盗難によって生じた車両損害／車両管理不行き届けによる被害事故

●海岸、河川敷、または林間など車道以外を走行した場合

●劣悪な使用方法により生じた車体などの損傷や腐食の補修費

●各種テスト・競技への使用や他車のけん引・後押しに使用した場合

●お客様の所有、使用、管理する車両などの当社レンタカーの車両損害事故

●**タイヤの損傷、パンクやホイールキャップの紛失・破損**

●当社の貸渡約款の条項に違反して使用した場合

●その他保険約款の免責事項に該当する事故

例) キーを車内に放置して盗難にあった場合

●事故修理代が免責以内の場合

●**おタバコを車内にて喫煙され消臭および清掃が必要となった場合、50,000円 申し受けます**

●砂利道等への乗り入れ、釣りの餌、魚の臭い、汚臭などに関しましても、**50,000円 申し受けます**

下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合、

免責補償制度への加入がなされてる場合でも免責金を**負担**していただきます。

●速度超過による事故

●信号無視で事故を起こした場合

●追い越し禁止区間で中央線を越えて事故を起こした場合

●一時停止を怠って事故を起こした場合

●悪質または故意と認められる事故の場合

●右折禁止、Uターン禁止、指定方向以外の進入などで事故を起こした場合

●キーの紛失、キーの破損（※実費修理費用をご請求させていただきます。）

●駐車違反等をしてしまった場合には、返却時まで処理を済ませてください。